

ショートショート フィルムフェスティバル & アジア オフィシャルファンクラブ「ショートショートサロン」会員規約

第1条(目的)

ショートショート フィルムフェスティバル & アジア オフィシャルファンクラブ「ショートショートサロン」(以下「当会」といいます)は、ショートショート フィルムフェスティバル & アジアを応援する日本に在住する会員によって構成され、ショートショートフィルムフェスティバル & アジア(以下「当映画祭」といいます)を応援することを目的とします。

第2条(会員規約)

1. 当会への入会を申し込む際には、必ず本会員規約(以下「規約」といいます)の全ての内容について十分にご理解・ご同意いただき、当会の指定する手続きに従って入会の申込みを行ってください。当会への申込みをいただいた時点で、規約の全ての内容に同意したものとみなします。なお、当会を運営する株式会社パシフィックボイス(以下「当社」といいます)が申込者の入会を承諾し、所定の会員登録手続きが完了した時点で当会の会員となりますが、当社は第5条に基づき申込者の入会申込をお断りする場合があります。
2. この規約は、当社が提供する当会のサービス(以下「サービス」といいます)の利用者に適用します。
3. 規約の内容は、事前の予告なく当社により変更される場合があります。変更した規約は、当社が適切と判断する方法で、事後に会員に対し通知又は告知をおこなうものとします。当該変更内容に対する不同意の意思表示は、当会の退会をもってのみ認められるものとします。

第3条(会員特典)

会員は次の各号の会員特典を受けることができるものとします。

会員特典

- (1) 会員証付与(当映画祭・秋の上映会パスポート)
- (2) サロン会員限定特別上映会への御招待
- (3) チラシ・当映画祭特製冊子・ポスター送付 当映画祭グッズ付与
- (4) 当映画祭イベント御招待
- (5) 秋の上映会先行試写御招待
- (6) 秋の上映会・イベント御招待
- (7) 当社代表や当映画祭スタッフによる特別イベント・ショートフィルム鑑賞参加権
- (8) ショートショートアカデミーイベント参加権(ショートフィルムに関する豆知識や面白さを当映画祭スタッフが解説し、ショートフィルムを観る会の参加権)
- (9) 映画祭会期中に開催される一般非公開のセレモニーへの参加 (希望者多数の場合は抽選となります)

第4条(会費等)

当会の入会金及び年会費(以下「会費等」といいます)は以下の通りとします。

入会金・年会費 7,500円(税込)

※キャンペーン等が発生する際はこの限りではありません。

※会員限定として別途販売される商品及び有料サービスには別途対価が発生します。

※一旦支払われた会費等、並びに会員限定として別途販売される商品及び有料サービスの対価は、規約に明記されている場合を除き、理由の如何を問わず返還致しません。

第5条(会員)

1. 申込みにあたって、申込み者が以下の各号に該当する場合には当社の判断により入会をお断りする場合があります。また、入会後に以下の項目に該当することが判明した場合、当社の判断に基づき会員登録を抹消し、サービスの利用を停止する場合があります。
 - (1) 過去に規約の違反等により、当会の入会が取り消された場合または退会処分されたことがある場合。
 - (2) 入会申込みの内容に、虚偽の記載、誤記、または記入漏れがある場合。
 - (3) 申込者が外国に居住している場合。
 - (4) 第三者(同行者を除く)への会員証の転売または譲渡を目的として申込んだ場合。

- (5) 同一住所で複数の申込みがあった場合等、第三者(同行者を除く)への会員証の転売または譲渡を目的とした申込みが疑われる場合。
 - (6) 申込み者の住所が法人の営業所またはその他の団体である場合。
 - (7) 暴力団、暴力団関係企業・団体その他の反社会的組織に所属する場合および暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者と関係していると合理的に判断される場合。
 - (8) 申込み者が実在しない場合、あるいは実在が疑われる場合。
 - (9) その他、会員とすることが不相当であると当社が判断する場合。
2. 会員登録は、1名の会員につき、1つの会員番号のみの取得となります(同一名義、他人名義または虚偽名義を利用した複数の会員登録は不可)。
 3. 会員は、会員番号、その他会員資格に基づく一切の権利を、自らのためにのみ利用することが出来ます。これらを第三者のために利用すること、第三者へ譲渡・貸与することおよび相続することは出来ません。
 4. 会員は、1年分の会費等を一括して、当社が別途定める方法により支払うものとします。
 5. 会員が重複申込みをした場合には、一旦支払われた会費等、ならびに会員限定として別途販売される商品および有料サービスの対価は、返還されないものとします。
 6. 会員期限は当社所定の手続きに従い当社へ会費等を入金した日から、当該入金日の属する月の翌月1日より1年間とします。
 7. 会員が、会員資格の継続を希望する場合には、会員期限を満了する日までに次年度の年会費を所定の方法にて入金するものとし、入金確認が出来次第、会員期限が更に1年間延長するものとします。
 8. 会員は、当会の第3条に定める会員特典を受けることが出来ます。尚、会員は、パソコンまたは携帯電話等でインターネットを利用出来る環境にないと会員特典の一部を受けられない場合があります。
 9. 当会から会員に対し、送付物、電子メールおよび当社の運営する当会オフィシャルウェブサイト、その他当会が判断する方法により、必要な情報を通知します。会員がパソコンまたはインターネット環境を利用しないことによって、会員特典を受けられない場合、および情報伝達の遅れ等の不都合が生じた場合は、当社はいかなる責任も負いません。
 10. 未成年者は、入会申込みにあたり親権者の承諾を得なければならないものとし、入会申込みをした時点で、親権者の承諾を得たものとみなします。
 11. 入会方法に関わらず、会員は入会に際して規約に同意したものとみなします。

第6条(会員の義務)

1. 会員の住所、氏名、電話番号、メールアドレス、その他の登録情報に変更が生じた場合には、会員は速やかに当会の指定するオフィシャルウェブサイト上での変更手続きまたは当会への届出をおこなうものとします。尚、「生年月日」「名前(苗字を除く)」の変更は理由を問わず一切お受け出来ません。
会員が登録情報の変更を怠った結果、当会からの通知等が会員に到達しなかった場合、または会員特典、その他サービスを受ける機会を喪失する等の不利益については、当社は一切責任を負わないものとします。当会への連絡は指定する連絡先に対しておこなうものとします。
2. 会員特典に関して、指定の期限を過ぎてからのお手続き、ご入金はいかなる理由でもお受け出来ません。その際、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 会員は、当会から発行された会員番号、会員証等を各自責任を持って厳重に管理するものとします。会員による会員番号、会員証等の管理不十分により会員に生じた一切の損害は、会員自身の責任に帰するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 会員証の紛失・盗難・破損の場合、カード会員本人のお申し出により会員証を1回に限り無料で再発行いたします。以降の再発行については、実費分をご負担いただきます。

第7条(プライバシーと個人情報)

1. 会員が登録した個人情報は、当社がオフィシャルウェブサイト<<http://www.shortshorts.org/ja/privacy.php>>に掲載する「プライバシーポリシー」に従い当社が管理します。

2. 当社は、当社が会員に対してイベント型の特典を提供する際、当該特典に参加する会員の氏名・肖像・声等を記録・録画・録音し、広報宣伝を目的として、テレビ・新聞・ラジオ・雑誌・インターネット等で放送、掲載、配信等を行うことがあり、会員はこれらの利用について承諾するものとします。

第 8 条(禁止行為)

会員は、以下に該当する行為をおこなってはならないものとします。

1. 第 1 条の目的に反する行為。
2. 虚偽の内容により会員登録を行う行為。
3. 有償無償を問わず会員特典により得られたチケットの先行受付権、チケット、グッズ、その他会員としての資格に基づいた権利をオークションへ出品、チケットショップ等第三者に転売、譲渡、貸与することならびに質権その他の担保権を設定する行為。
4. 会員資格の会員番号、会員証等の売買・譲渡、架空名義の使用、不正な名義変更およびこれらの第三者への使用許諾。
5. 当会における営利活動およびこれに準ずる行為ならびに政治、宗教に関する行為。
6. 当映画祭の著作権、オリジナルグッズ等の無断複製、転載および再配布する行為。
7. 当映画祭、会員、当社(グループ(関連)会社を含む)および当会の財産、名誉、信用、プライバシー、肖像権、著作権、パブリシティ権および権利利益を侵害する行為またはそのおそれのある行為。
8. コンピューターウイルスや有害なプログラムを当社(グループ(関連)会社を含む)および当会のオフィシャルウェブサイトへ侵入させる行為。
9. 当映画祭に対し連絡や面会を要求すること、または当社(グループ(関連)会社を含む)に対して連絡や面会を申入れること。
10. 当映画祭、当社、当会、その他第三者(他の会員含む)を誹謗中傷し、その名誉、信用を毀損し、もしくは不利益を与える行為、またはそのおそれを生じさせる行為その他の迷惑行為(インターネット、各種 SNS 等への書き込み等含む)。
11. 当会を通じて入手した全てのデータ、情報、文章、音、映像、イラスト等について、著作権法で認められた私的利用の範囲を超えて、複製、販売、出版、頒布、譲渡、貸与、または公衆送信等のために利用すること。
12. 法令または公序良俗に違反する行為。

第 9 条(会員資格の終了)

1. 会員が以下の項目に該当すると当社が判断した場合には、当社は当該会員の資格を失効させることが出来るものとします。
 - (1) 会員期限月の末日までに次年度の年会費を入金しない場合は、自動的に退会とします。
 - (2) 会員の登録情報に虚偽の事実が認められた場合。
 - (3) 過去に強制的に当会を退会させられたことが判明した場合。
 - (4) 会員が前条の禁止行為をおこなった場合、その他規約に違反する行為をした場合。
2. 規約に明記されている場合を除き、会員が資格を喪失した場合(会員都合による当会の退会を含みますが、これに限られません。)には、理由の如何を問わず、支払済みの会費等の返還はなされないものとします。

第 10 条(サービス内容の変更等)

当会は、会員特典その他サービスを予告なく変更することがあります。

第 11 条(サービスの停止等)

当社はシステムの保守をおこなう場合や自然災害、停電等の予測出来ない事態によりサービスを予告なく中止・中断することがあります。これにより会員に生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

第 12 条(免責)

1. 当社は当会の利用に関し、会員に生じた損害について当社に責任のある場合を除き、いかなる責任も負わないものとします。
2. 当会が通知した申込み期限のあるお知らせを会員が期限内に申込みなかった場合には、申込みの権利は失効します(会員がお知らせを確認しないまま期限を過ぎた場合も含む)。
3. 会員に起因する事由によるサービスの利用における障害について当社は一切の責任を負いません。
4. 郵便局や各金融機関による手続きの不備や事故について当社は一切の責任を負いません。

5. 当社は、当映画祭の活動状況、その他の事情により、当会の運営を継続し難いと判断した場合には、当会の全部または一部を解散するものとします。
6. 前項の場合、当社は会員に連絡の上、解散月の翌月以降の会員期限に応じて残存する会費を返還いたします。

第 13 条(損害賠償)

1. 会員は、当会の利用に関し、会員に責任のある理由によって、当社(グループ(関連)会社を含む)またはその他の第三者に対して損害を与えた場合には、これを賠償する責任を負うものとします。
2. 会員は、当会の利用に関し、他の会員またはその他の第三者からクレームや請求を受けた場合、および紛争が生じた場合には、自己の責任と費用負担でこれを解決するものとします。

第 14 条(紛争の解決)

1. 規約に定めがない場合または解釈に疑義がある場合は、当社と会員との間で双方誠意をもって話し合い解決するものとします。
2. 前項の規定にもかかわらず、協議によっても紛争が解決しない場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

規約に指定する連絡先

〒151-0051

株式会社 パシフィックボイス

ショートショートフィルムフェスティバルオフィシャルファンクラブ「ショートショートサロン」

TEL 03-5474-8201(祝日を除く月～金 9:00～18:00)

附則(改定)

2015年12月31日 施行

2017年3月17日 改定